

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年8月19日 11時40分ごろ
発生場所	鹿児島県志布志市枇榔島西岸 志布志港南防波堤灯台から真方位129°3,000m付近 (概位 北緯31°25.9′ 東経131°07.0′)
事故の概要	プレジャーボート昭成丸は、漂流中、枇榔島西岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年9月7日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 昭成丸、5トン未満（長さ6.27m）
船舶番号、船舶所有者等	295-29490鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、枇榔島西方沖で、機関を中立にして流し釣りをを行い、風により枇榔島方向に圧流されると、約10分間に1回程度、元の場所への移動を繰り返していた。 船長は、機関を中立にして漂流中、釣りに夢中になっていたため、船底に受けた衝撃で枇榔島西岸に乗り揚げたことに気付いた。
分析	本船は、漂流中、船長が、釣りに意識を集中し、陸岸までの距離を目測する等の船位を確認していなかったことから、風に圧流されて枇榔島西岸に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、漂流中、船長が、釣りに意識を集中し、船位を確認していなかったため、枇榔島西岸に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・漂流中においても、常時、船位を把握しておくこと。